

【 別 添 】

営繕工事において入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式
「見積活用方式」運用マニュアル（案）

平成26年2月

大臣官房官庁営繕部計画課

1 . はじめに

入札参加者に見積りの提出を求め活用する方式(試行)(以下「見積活用方式」という。)は、工事の不調・不落対策として採用するものであり、公共建築工事積算基準類に基づく価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積価格を用いて予定価格を作成する方式である。

見積活用方式の採用により、工事契約が締結され円滑な事業執行が行われることを目的とする。

なお、予定価格を設定するにあたっては、入札参加者から提出される見積価格の妥当性を確認し、適切に対応する必要がある。

2 . 用語の定義

(1) 「入札参加者」

競争参加資格を有する者をいう。

(2) 「見積書」

入札参加者から提出される、見積価格が記載されている見積書をいう。

(3) 「根拠資料」

見積価格の根拠となる資料をいい、入札参加者が採用を予定する協力会社(下請会社、専門工事業者、製造業者等)から収集する見積り等をいう。(自社施工の場合を含む)

又は、直近に契約した工事において交わした契約書類等により、単価及び価格が確認できる資料をいう。

(4) 「実勢価格」

市場で実際に取引されている平均的な価格をいう。

(5) 「見積価格」

見積書に記載される単価及び価格をいい、入札参加者が協力会社等からの見積りを基に設定する価格をいう。

(6) 「実績価格」

受注者が工事契約後に協力業者と契約した単価及び価格をいう。

(7) 「実績価格調査票」

受注者の見積価格と実績価格を確認するための書式をいう。

3 . 対象工事について

(1) 標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事を対象とする。

(2) 過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を対象とする。

4 . 対象項目について

(1) 直接工事費のうち、内訳書又は現場条件等から標準積算と乖離がある材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価とする。

(2) 共通費のうち、共通仮設費及び現場管理費の積上げ分又は率計上分で、現場条件等により標準積算と乖離が予想される項目とする。

5 . 見積価格について

(1) 見積価格は、根拠資料等により妥当性を確認する。

(2) 見積価格は実勢価格とし、価格上昇を予測した価格ではないことに留意する。

6 . 根拠資料等について

根拠資料の内容が確認ができない場合は、確認できる資料を追加で求めるか、又は

ヒアリング等により内容を確認する必要がある。

7. 予定価格の作成について

- (1) 根拠資料等により見積価格の妥当性が確認された場合は、その平均値を予定価格に反映させる。
- (2) 見積価格の妥当性が確認できない場合は、見積価格を採用せず標準積算による単価及び価格を採用する。

8. 見積活用方式の流れ

(1) 見積活用方式の検討

- 見積活用方式による工事及び項目等の選定及び決定
- 関係課との事前調整

(2) 入札手続き

- 公告文等に「見積活用方式(試行)」の対象工事であることを明記(別紙-1)
- 入札説明書に見積依頼書を添付(様式-1)
- 数量書に見積りを求める工種を明記
- 見積期間として、公告後最低10日以上(土日、祝日を含まず)後に見積提出期限を設ける(別紙-2)

(3) 見積書の提出

- 見積依頼書を参考に、見積書及び根拠資料等の提出(様式-2)
- 見積価格又は根拠資料等の提出がない場合は、見積書に理由を記載して提出
- 見積書の提出先は経理担当課とし、提出者名、連絡先及び担当者名等の依頼先がわかる部分をマスキングして発注担当課へ渡すこと

(4) 見積価格の妥当性の確認

- 根拠資料等により妥当性を確認
- 妥当性が確認できない場合は、追加資料の提出を求める
- 必要に応じてヒアリング等を実施する場合がある

(5) 予定価格の作成

- 妥当性が確認できた見積価格の平均値を予定価格に反映

(6) 入札

- 入札参加者の工事費内訳書を確認

(7) 契約

- 工事契約後、実績価格調査票により受注者の見積価格及び実績価格を確認する。(様式-3)

9. 見積活用方式のフォローアップ

工事契約後「実績価格調査票」の提出を求め、見積価格と実績価格を確認し、大きな開差がある場合については、その理由についても確認する。

本試行を採用して手続きを行った場合は、下記により大臣官房官庁営繕部計画課積算企画調査係長に報告すること。

契約に至った場合：契約締結後1ヶ月以内に「実績価格調査票」を提出する。

不落になった場合：不落確定後1ヶ月以内に「見積書」(予定価格記載額とも)を提出すること。

入札公告等の記載方法について

《公告文》

1. 工事の概要

() 「本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

予定価格の算定に必要な項目について見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

なお、提出を求める項目は直接工事費のうち 、共通費のうち とする。」

4. 入札手続等

() 積算に反映させるための見積書及び根拠資料を下記に従い提出すること。

提出期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

提出方法：電子メール又は郵送もしくは託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)により提出すること。なお、電子メールによる提出先メールアドレスは、入札説明書による。

提出場所： 整備局 事務所経理担当課

注：見積期間として、公告後最低10日以上(土日・祝日を含まず)後に見積書の提出期限を設けること。

《入札説明書》

3. 工事の概要

() 「本工事は、入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の試行工事である。

予定価格の算定に必要な項目について、見積価格を記載した見積書及び根拠資料の提出を求め、その妥当性が確認できた見積価格を予定価格作成のための参考とする工事である。

なお、提出を求める項目は直接工事費のうち 、共通費のうち とする。」

9. 見積書及び根拠資料の提出

(1) 本競争の参加希望者は、本工事の積算に必要な見積書を、下記に従い提出するものとする。見積書の様式は別添により、申請者の記名・代表者印を押印のこと。

併せて、見積書に明示する項目に係る根拠資料についても提出するものとする。

また、見積書又は根拠資料の提出ができない場合は、その理由について見積書に記載するものとする。

提出期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

提出方法：電子メール又は郵送もしくは託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)により提出すること。またメールにて提出の際のファイル形式はPDF形式、ファイル容量は2MBまでとし、2MBを超えるファイルは分割し送付すること。

提出場所： 地方整備局 事務所経理担当課

〒 - 県 市

TEL - - (代)内線

電子メール送付先： @ktr.mlit.go.jp

注：見積期間として、公告後最低10日以上（土日・祝日を含まず）後に見積書の提出期限を設けること。

(2) 見積書及び根拠資料に関する質問

本工事の積算に必要な見積りに関する質問については次に従い、提出すること。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は紙を持参することにより提出するものとする。

受領期間：平成 年 月 日()から平成 年 月 日()までの9時00分から17時00分まで。持参による場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。

【 事務所の就業時間】

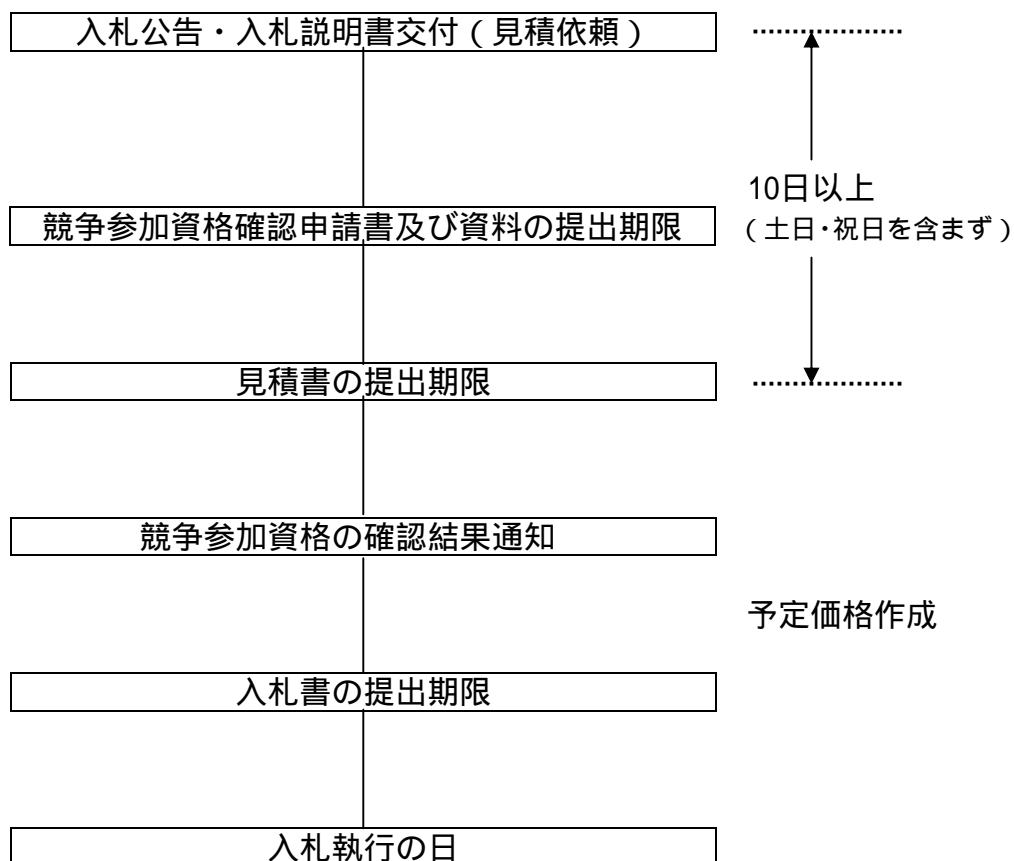
提出場所： . に同じ。

(3) (2)の質問に対する回答は、平成 年 月 日()に電子入札システム上で回答する。また、紙入札参加予定者に対しては同日にFAXする。

(4) 提出された見積書の確認について

提出された見積書及び根拠資料に関して内容が確認できない場合は、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合がある。

見積活用方式による手続きフロー（例）



平成 年 月 日

工事
競争参加資格確認申請者 殿

地方整備局
事務所長

見積依頼書

工事費算出の参考とするため、下記の項目について、見積価格を記載のうえ、見積書及び根拠資料の提出をお願いいたします。

1. 見積依頼項目(例)

番号	種目	科目	細目 (名称)	摘要 (仕様)	数量	見積価格(税抜)		備考	見積価格を 記載できない理由	根拠資料 番号
						単価 ・価格 入	金額 入			
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	m ²	円	円	材工共 (下請経費 等を含む) (運搬費は 含まない)	見積価格 を記載でき ない場合は、 その理由を 記載	・根拠資料 A - 1
A 2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	m ²	円	円			
A 3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	m ²	円	円			
E 1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	m	円	円	材工共 (単価には、 雑材料・下 請経費等を 含むものと する。	見積価格 を記載でき ない場合は、 その理由を 記載	・根拠資料 E - 1
E 2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	m	円	円			
E 3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	m	円	円			

【凡例】 数量：公共建築数量積算基準による数量とする
 発：発注者が記載する項目
 入：入札参加者が記載する項目

2. 提出を求める資料

(1) 見積書(様式 - 2)

(2) 根拠資料(見積価格の根拠となる資料で、採用を予定する協力会社(下請会社、専門工事業、製造業者等)から収集する見積り等をいう。(自社施工の場合を含む)又は、直近に契約した工事において交わした契約書類等により、単価及び価格が確認できる資料をいう。)

3. 資料の提出期間及び提出場所
入札説明書参照。

4. 記載にあたっての留意事項

- (1) 見積価格は直近の契約実績等、市場の取引価格を適切に反映し、支障なく工事施工が実施できる価格としてください。
 なお、見積価格は価格上昇を予測した価格ではないことに留意して下さい。
- (2) 見積価格の記載ができない場合は、その理由について記載のうえ提出をお願いします。
- (3) 根拠資料の内容が確認できない場合は、確認できる資料を追加で求めるか、又はヒアリング等により内容を確認する場合があります。
- (4) 見積書の内容に不備・不明な点がある場合は、見積価格を採用できない場合があります。
- (5) 見積書作成にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行わないこと。また、競争を制限する目的で他の者と価格についていかなる相談も行わずに見積書を提出してください。
- (6) 提出いただいた見積書及び根拠資料は、積算の目的以外に使用しません。
- (7) 本見積依頼書に添付した資料は、当該工事発注手続きが終了した時点で適切に破棄されるようお願いします。

平成 年 月 日

地方整備局
事務所長 殿

(株) 印

見積書の提出について

標記について、 工事の見積書を提出します。

1. 見積項目(例)

番号	種目	科目	細目 (名称)	摘要 (仕様)	数量	見積価格(税抜)		備考	見積価格を 記載できない理由	根拠資料 番号
						単価 ・価格	金額			
発	発	発	発	発	発	入	入	入	入	入
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	m ²	円	円	材工共 (下請経費 等を含む) (運搬費は含 まない)	見積価格 を記載でき ない場合は その理由を 記載	・根拠資料 A - 1
A 2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	m ²	円	円			
A 3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	m ²	円	円			
E 1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	m	円	円	材工共 (単価には、 雑材料・下 請経費等を 含むものと する。	見積価格 を記載で記 載できない 場合はその 理由を記載	・根拠資料 E - 1
E 2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	m	円	円			
E 3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	m	円	円			

【凡例】 数量：公共建築数量積算基準による数量とする
 発：発注者が記載する項目
 入：入札参加者が記載する項目

見積書有効期限：平成 年 月 日
 入札書の提出期限を記入する

平成 年 月 日

監督職員 殿

会社名
現場代理人

印

実績価格調査票の提出について

標記について、 工事の見積書を提出します。

1. 見積活用方式による項目等の事後確認

番号	種目	科目	細目 (名称)	摘要 (仕様)	数量	見積価格(税抜)		実績価格(税抜)		備考
						単価 ・価格 受	金額 受	単価 ・価格 受	金額 受	
A 1	庁舎	躯体	型枠	普通合板型枠 地上軸部	m ²	円	円	円	円	見積価格と 実績価格に大き な開差がある場 合は理由を記載
A 2	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 A種 地上軸部	m ²	円	円	円	円	
A 3	庁舎	躯体	型枠	打放合板型枠 B種 地上軸部	m ²	円	円	円	円	
E 1	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CE60°	m	円	円	円	円	見積価格と 実績価格に大き な開差がある場 合は理由を記載
E 2	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET100°	m	円	円	円	円	
E 3	庁舎	電灯 設備	電灯 幹線	EM-CET150°	m	円	円	円	円	

【凡例】 数量：公共建築数量積算基準による数量
 発：発注者が記載する項目
 受：受注者が記載する項目

2. 記載にあたっての留意事項

- 1) 見積活用方式による見積価格の事後確認のため、見積価格及び実績価格を記載のうえ、工事契約後速やかに提出をお願いいたします。
- 2) 見積価格は、見積書に記載した価格を記入して下さい。
- 3) 実績価格は、工事契約後に協力会社等と実際に契約した単価及び価格について記載して下さい。